

## 『震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する企業を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

令和8年2月3日

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所長

佐々木 哲也

記

### 1. 協定の概要

- (1) 名 称 震災時等における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目 的 本協定は、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所が所管する道路施設等が地震・大雨ならびに降雪等の自然災害により被災、もしくは被災の恐れがある場合に迅速な情報収集、利用者の安全確保、道路啓開、応急復旧等を行えるよう協定を締結し災害に備えることを目的とする。
- (3) 内 容 協定書及び協定実施区間は別添資料のとおり
- (4) 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日
- (5) そ の 他 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力における「地域貢献度（災害協定の有無）」項目の加算要素となります。

## 2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格のうち定期受付において一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに申請を行い受理されて、令和8年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。なお審査基準日は令和8年2月20日（金）（技術資料提出期日）とする。
- (3) 会社更生法に基づき、更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 茨城県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成22年4月1日以降に、関東地方整備局または関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、山梨県、静岡県）で元請けとして完成・引渡しが完了した道路における一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（5百万円以上）を有すること（ここでいう道路とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道であること）。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

- (1) 技術資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 工事の施工実績  ※施工実績が無い場合は協定を締結しない。	① 平成22年4月1日以降に、関東地方整備局または関東地方整備局管内で、元請けとして完成・引渡しが完了した一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績（5百万円以上）（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る）のうち代表的なものを1件記載する。なお、可能な限り国土交通省発注工事（成績

	<p>60点未満のものを除く)から選定すること。</p> <p>② 工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期の他、工事概要を記載すること。</p> <p>③ 記載様式は様式ー1とする。</p> <p>④ 施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。）。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、提出する必要はない。この場合、記載する工事のCORINSの写しを提出すること。</p>
2) 実施体制に関する資料  ※実施体制確認に使用するもので、技術審査の対象外	<p>① 以下の項目について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・担当を希望する区間（常陸河川国道事務所が管理する国道6号、50号、51号（別添資料参照）。希望区間は原則、市町村単位とし複数可とする）</li> <li>・出動要請時に、出動可能な範囲</li> <li>・出動要請時に、対応可能な業務</li> <li>・通常時の連絡窓口</li> <li>・出動要請時の連絡窓口</li> <li>・出動要請時に、動員可能な技術者（土木施工管理技士等の資格を有し監督出来る者）、作業員、オペレータの人員と参考場所</li> <li>・出動要請時に、確保可能な機械（クレーン類、運搬車類、掘削機類、その他の車両又は機械類）とその保管場所</li> <li>・出動要請時に、使用可能な資機材の備蓄数及び保管場所</li> </ul> <p>② 記載様式は様式ー2とする。</p> <p>※希望区間によって体制や資機材が異なる場合は、その区間毎に作成すること。</p> <p>※通常時と出動要請時の連絡窓口は現在の想定で構わない。協定締結後、様式ー2と内容が異なったとしても非締結とはしない。</p>

## (2) 技術資料の提出

- 1) 様式を常陸河川国道事務所HP（※）からダウンロードにより、入手すること。  
※HPアドレス : <https://www.ktr.mlit.go.jp/hitachi/>

- 2) 技術資料は次に記載する受付期間及び受付場所に持参または郵送（書留郵便等配達確認ができるもので受付期間の消印有効）すること。
- ・受付期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月20日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分までとする。
  - ・受付場所：関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課  
〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2  
TEL：029-240-4074（防災課直通）  
FAX：029-240-4089（防災課直通）
- 3) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）。（左上1箇所ホチキス止め）
- 4) 2) の資料の持参または郵送による提出以外に、資料のデータ（様式1及び2については、1）でダウンロードしたエクセルファイルに入力した状態のもの、契約書やCORSの写し等は、PDFファイル）を2) の受付期間内にメールで提出すること。
- 提出メールアドレス：[ktr-hitachi-bousaike@ki.mlit.go.jp](mailto:ktr-hitachi-bousaike@ki.mlit.go.jp)  
(常陸河川国道事務所防災課あて)

#### 4. 協定締結に関する事項

##### （1）協定締結の方法

- 1) 協定は、提出された技術資料を基に、総合的に判断し締結するものである。なお、技術資料に欠落がある場合は協定締結の対象外とする。  
(技術審査項目)
  - ① 工事の施工実績
- 2) 担当工区は、技術資料「様式－2」を基に選定し、協定締結希望者の意向確認ヒアリングにて確認のうえ決定する。（必ずしも希望区間とならない場合や1つの区間に對し複数者担当してもらう場合もある。）なお、協定締結希望者の意向確認ヒアリングは3月上旬を予定している。（ヒアリングは、電話またはメールにて行う）
- 3) 協定締結希望者が、予定する区間数に満たない場合、「様式－2」を基に勘案し、複数区間担当してもらう場合がある。その場合は、協定締結希望者の意向確認のヒアリングを行う。

##### （2）協定締結者への通知

- ① 書面をもって常陸河川国道事務所長から通知する。
- ② 通知は、令和8年3月12日（木）を予定する。

#### 5. 非締結に関する事項

- （1） 技術資料を提出した者のうち協定を締結しなかった者に対しては、締結しなかった理由（非締結理由）を書面をもって、常陸河川国道事務所長から通知する。
- （2） 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関

の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により、常陸河川国道事務所長に対して、非締結理由の説明を求めることができる。

- （3）（2）の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

T E L：029-240-4074（防災課直通）

・受付時間：土、日曜日及び祝日を除く毎日の8時30分から17時15分まで。

- （4）（2）の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- （5）（2）の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答する。

## 6. 実施上の留意事項

- （1）技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- （2）提出された技術資料は、協定締結者技術審査以外の目的で、提出者に無断で使用しない。

- （3）技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。

- （4）提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。

- （5）提出された技術資料は返却しない。

- （6）様式を含む本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。

- （7）技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。問い合わせ先は次のとおりとする。

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1962-2

関東地方整備局常陸河川国道事務所防災課（担当：菊池、高岡）

T E L：029-240-4074（防災課直通）